

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	重度障害者居宅改善整備費補助金	No.	11
予算事業名	在宅障害者社会福祉促進事業		
予算科目	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 02身体障害者福祉費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01重度障害者居宅改善整備費補助金	
部課名	健康福祉部障害福祉課	電話番号	049-251-2711
		内線	336

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市重度身体障害児・者居宅改善整備費補助要綱	
	その他	埼玉県障害者福祉施設等支援事業補助金	
開始年度	昭和 49 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助	

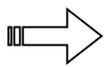
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	身体に重度の障害を有する者の居宅における環境の改善整備(住宅改造)のための経費について、これを補助し身体障害者の自立更生を促進するとともに、その福祉の増進をすすめる。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	障害を有することとなった後も従前から過ごしている家で安全に暮らしていくためには、高い費用の住宅改造が必要であったので、その経済的負担を軽減するために導入された。 ※バリアフリーという考え方が一般の住宅建設に普及する前の制度である。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	次の要件を満たす者 ①市内に住所を有する者次の要件を満たす者 ②障害の部位が下肢(足)又は体幹(姿勢保持)で障害の程度が1・2級の者 ③世帯員の前年分所得税額が198,000以下の世帯
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	次に掲げる改善整備(例示)を行う場合に補助金を交付する。 ①門・玄関・屋内各室で入口、廊下等における通行を円滑にするための構造 ②居室、台所、浴室便所等の使用を確保するための改造 ③①又は②の通行の円滑、使用の確保又はこれらの安全のために必要な設備の取り付け整備 また、工事内容が適正であるか否かを判断するため、現地調査及び添付書類の設計図面・見積書を確認している。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 240 千円
	240,000円×1件 ※基準単価360,000円×2/3=240,000円(上限額)

補助割合等	
補助割合等の明示	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input checked="" type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市 割合 市 1/2 国 1/2 県 1/2 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	0件	1件	
交付(見込)件数の増減要因		—	—	
決算(予算)額(A)	0	0	240,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	120,000
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	120,000
概算人件費(B)	0	0	11,472	
概算補助事業費(A+B)	0	0	251,472	
実績報告の確認 (実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	実績報告書に工事前・後の写真と領収書を添付させているが、完了現場の確認をするため、家庭訪問も行っている。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	介護保険制度や地域生活支援事業(日常生活用具)に住宅改修の補助制度があるので件数が減っているが、現要綱で対象とする住宅改修すべてをこれらの制度で代替(補助)しきれものではないため。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	若年の障害者が地域で暮らすため自宅の改修が必要となった際に、他の制度では補助対象とならない工事があるのでこういった事態に対応するため継続していく必要がある。 例：車椅子に乗ったまま床が昇降し段差を超えて出入りができるようになる工事、車椅子に乗ったまま、調理ができる台所や洗面所への改修などに対応する工事など
--	--

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	本補助金は、介護保険制度や障害者自立支援法(地域生活支援事業)の制度の対象とならない、身体障害特有の家の改造経費を対象としていることから行政の実施が望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	他の制度で一部利用可能であったり、障害の重度化で自立生活が困難なケースが多いため、利用者が減ってはいるものの障害者がいなくなったわけではないので、いつでも利用できる環境は継続させる必要がある。	<input type="checkbox"/> 優先すべき <input checked="" type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	類似制度は助成の金額が低いものの、介護保険制度が利用可能であったり、手続きが簡易で中程度の障害でも利用対象となっていることから、本補助金制度の利用者は減っている。ただし障害者の人数は年4%程度増加していることから、実績はないものの、制度の継続は必要と考えます。	<input type="checkbox"/> 成果が出ている <input checked="" type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	誰もが障害になることを想定して家を建てるわけではなく、思いもよらず障害となった方々に対して、他の制度では対応が難しい身体障害特有の居宅改造経費に補助金を交付することにより、地域での障害者の自立生活を支援できることから継続させる必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する(コストを集中的に投入したい) <input type="checkbox"/> 制度の変更(補助対象経費・補助率の変更) <input type="checkbox"/> 廃止 (年度まで)		
所属長評価	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
所属長評価			